

新庁舎建設に関する調査特別委員会 (第 29 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 28 年 12 月 9 日（金曜日）		
開 会	午後 3 時 17 分	閉 会	午後 4 時 0 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委員長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子 星見 健蔵 横山 明 伊藤 幾子 長坂 則翁 桑田 達也 下村 佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：湯谷久美子 議事係主任：増田 和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁舎整備局長：小林 俊樹 庁舎整備局次長：藏増 祐子 庁舎整備局局長補佐：尾坂 和昭 庁舎整備局主幹：宮崎 学 庁舎整備局主幹：田中 友一 庁舎整備局主任：北村誠太郎		
傍 聴 者	なし		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後3時17分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 皆様、本会議終わりましたけど、大変お疲れのところお集まりいただきました。

きょう、急遽お集まりいただきましたのは、前の調査特別委員会でいろいろ議長へ、私のほうから太田議員の一般質問のことについてずっと話をしました。そのことについてちょっと説明しますと、きのう、太田議員の一般質問について本特別委員会で議論した内容を私から議長にお伝えしました。議長は、その後、太田議員と面談されましたが、太田議員が発言の意図等を議長に説明される中で、その内容は庁舎の特別委員会で説明されてはどうかという提案をされまして、私に特別委員会開催の依頼がありました。そのような経過で急遽ではありますが、本日の特別委員会を招集したものであります。

それで、ここの本特別委員会が議員の一般質問の内容について、特別な場合を除き調査することはできないと考えるというのがあります。ですから、太田議員に委員会の出席を求めて説明を聞くこととするためには委員会の許可が必要となります。これは、委員会条例第117条、委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明または意見を聞くことができるとなっております。本特別委員会の調査事件ではなく、この件について本特別委員会での調査はできないと考えるため、特別委員会ではなく、委員会協議会という形で話を聞くことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですね。

長坂委員。

◆長坂則翁 委員 ただ、委員会協議会っていうのは、どの、例えば議会規則か何か、何によって開かれるわけ、一定の運営要項か、申し合わせか、どれにより、なぜ委員会が開かれるか、その委員会っていうのは、どこに載ってるんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 委員会条例第117です。

じゃあ執行部、お願い。

○湯谷久美子市議会事務局次長 失礼します。委員会協議会というのは、条例とかそういう規則とか、そういったものに基づかない議員さん方の任意の会ということになります。過去にもそういうものを開催しているような例がございます。

長坂委員。

◆長坂則翁 委員 なら、過去はどういったことでの開催になってますか。

◆寺坂寛夫 委員長 次長。

○湯谷久美子市議会事務局次長 済みません。最近の例というのは私はちょっとわからないんですけど、ずっと以前ですと、委員会で陳情だとか請願だとかをされた方の意見を聞かれるときに、委員会ではなくて委員会協議会というようなことで……（「事前に」と呼ぶ者あり）はい、事前に。あっ、事前にといいますか、そういう陳述者だとかっていう方の意見を聞かれたというふうな例があるということがあります。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 いや、ですから、委員会協議会は申し合わせか、例えば何かの規定とか、そういったことには、じゃあ、全く載ってないという理解でいいんですね。

◆寺坂寛夫 委員長 次長。

○湯谷久美子市議会事務局次長 そのとおりです。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。

皆さん、よろしいでしょうか。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 その太田議員の説明を受けるということなんですけど、昨日ですか、委員長が議長のほうに言われて委員会での内容をお伝えされて、議長のほうから特別委員会で説明をせよとおっしゃられたという、その経過説明は今伺いましたけど、そもそも特別委員会と太田議員との関係というかね、太田議員の本会議発言との関係ってというのは、特に特別委員会の審査に対して太田議員が何か本会議で意見を言ったわけでもないし、特別委員会の私たちがそういった認識を持っているわけでもない中で、あえて太田議員の説明を招致をして、特別委員会で呼んで説明を聞く意義がどこにあるのかなというふうに思うんですけども。

◆寺坂寛夫 委員長 議長と太田議員の話、私も途中で同席した部分もありますけどね、ほとんど太田議員の意見は我々のこの委員会での話とまた違った発言がありましたので、議長もやはり、この委員会でやられたらどうでしょうかということです。

長坂委員。

◆長坂則翁 委員 いや、ですから、今、桑田委員も言われたように、議長の要請だろうと思うんですけども、本来的には、議場での太田議員の発言を特別委員会で協議をするというふうなこと自体は本来ナンセンスな話であって、私に言わせればですよ。議長の要請があったから今は開かれとるんですけども、特別委員会じゃなくして特別協議会ということで、全くの任意の団体っちゅうだか、かもわからんのですけども、何かその辺がちょっとすっきりしないんですね、うん。あくまで議場で起きたことですからね。

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 そういうことだろうと思うんですけど、ただ、そういうことがないかというふうな意見がこの中から出て、議長のほうにこれを申し入れて善処していただくという合意がとれたわけですから、だから発言自体はここで審議するような内容ではなくても、そういうような内容についてここで議論をして、じゃあ、錯誤があるようだから、議長のほうに善処していただきますよという持っていったわけですよ。そしたら、それに対して議長がそのことはこの委員会の中で発議があつてというか、話し合ってたことだから、ここで解決しなさいよというふうに戻されたという意味だと私は思うんです。だから、それについて協議会というもの、どっちみちそういうふうなこと、錯誤じゃないかという意見が出て、そういう意見に一致したんだから、そのことについて委員長は、来てそのことに対して弁明をしていただくということで、こういう会を開いたんだというふうに私は思ってるんですけどね。

◆寺坂寛夫 委員長 どうでしょう、桑田委員、いいですか。

本人から議長、明確な答弁はなかったみたいな感じですね。本人は、もうそういう問題は全

然、この内容についていろいろ議事録をずっと、発言録、これ見ていただきましたけど、なかなかそういう意図ではないみたいな感じで私は全然、この内容がね。

長坂委員。

- ◆長坂則翁 委員 委員長判断でね、議長にも相談をされた結果ということもあるようだし、今、下村委員からもあったんだから、いささかいろんな思いはせんこともないけれども、この場所に呼んでということであれば、了としますよ。

桑田さんはまだあれですけど。

- ◆寺坂寛夫 委員長 どうでしょうね、本人さんに待機はしていただいていますけどね、この結果を見てということ。

桑田委員。

- ◆桑田達也 委員 きのうは最終的に議事録、これは本来、特別委員会でどうこうする問題ではないんだけど、この委員会の中で出たことの中で、その延長線上でね、太田議員の議事録に残ってしまうから議長のほうからそのあたりを配慮して、事実誤認ということであれば、削除をするような方向で動いてもらったかどうかということでも議長に託したわけですよ。だから、ここで、特別委員会で事実誤認だというペーパーもいただいて我々説明を受けたわけですけど、事実誤認ということの説明されたことに対して太田議員が不服として言われるのであれば、これは特別委員会で言う話ではないと思いますよ。やはり執行部との間の中でやりとりをしていただければいいわけで、それで御本人が納得をすれば、議事録なり、もう一度本会議でその部分は訂正をするとか、市民に誤解があつてはいけないので、もう一度言い直しをさせていただきたいとかね、そういうことで進むほうがいいんじゃないかと思うんですけど、ここで聞いて我々がじゃあ、太田議員の弁明というか、それに対して何も言えないんじゃないんですかね。（「言えないと思いますよ」と呼ぶ者あり）ええ。聞きっ放しですよ。（「多分ね」と呼ぶ者あり）はい。

- ◆寺坂寛夫 委員長 そうですね。最終的には本人さんが弁明されるのか、議場でね。後はそういうことになるかもわかりませんし、執行部がまた何かの発表をされるのか、そういう格好にはなるかと思えますけどね。

伊藤委員。

- ◆伊藤幾子 委員 きょうのレジュメではね、説明であつて弁明ではないわけなので、誤りだつたというふうに言ってるかどうかはわからないのに、弁明という言葉を使うのは不適切だと思います。あくまでも説明っていうことは説明なわけでしょう。だから、委員長と議長とのやりとりの中で詳しい話はここに出てないけども、間違いなりなんなりあつたのであれば弁明という言葉かもしれないけれども、ここに説明なので、さっきちょっと委員長が何か、議場で云々とかいろいろ言われたけど、そんなことになるかどうかはもうわからないじゃないですか、説明なんだから。

- ◆桑田達也委員 説明で、別に。

- ◆下村佳弘委員 説明でいいんでしょう。

- ◆桑田達也委員 説明ですよ。

- ◆伊藤幾子 委員 だけど、会話の中で弁明、弁明って出るから、それってすごく人が聞くとね、何か悪いことしたことみたいに受け取っちゃうじゃないですか。だから説明ですよ、あくまで説明でしょう。
- ◆桑田達也 委員 説明を聞いてどうするの。
- ◆長坂則翁 委員 何の、それを聞いて何するだ、なら、逆に。
- ◆寺坂寛夫 委員長 説明に対してまた発言していただいてもいいでしょうし、協議会ですので、呼ぶこともできるし、それはね。
長坂委員。
- ◆長坂則翁 委員 説明を聞いて、我々が議場で発言をした太田議員に対してとやかくは言えんでしょう、本人の責任において言ったことですから。それは誤っとなりますと言うとか、あるいは正しいですよとかね。ただ、執行部がこの間進めてきたことと議事録を見る限りにおいては、若干のずれがあることは事実なわけだ、ねえ。けども説明を聞いて、じゃあ、あなたはおかしいんじゃないのということは我々の立場として言える立場でもないでしょう。とするなら、何のための説明かっていうことにもなってくると思うんですよ。言えますか、じゃあ議場で発言されたことに対して、あんたの考えはおかしいよ、あるいはあの発言は執行部が出してる資料とずれとるよとか、それは私は言えないと思いますよ、言えるんですか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。
- ◆下村佳弘 委員 真意を聞くという意味だと思うんです。だから弁明じゃなくて、あれですよ。（「説明か」と呼ぶ者あり）うん、まあ説明も説明なんだけど、取り消しとかね。（「いや、そこになると……。」と呼ぶ者あり）いや、そういうことをね、こちらから、あるいは議長から言うことはできないということで、この部分については本人がそうだとおっしゃなければできないわけですよ、できない、本人が認めなければ。本人が認めないって言われればそのまんまです、そのままだけで、実際。
- ◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁 委員 だから、それは先ほど桑田委員も言われたように、本人さんが執行部と話をするなりするべきじゃないですか。この中で説明をされて、それに対して我々がじゃあ、どうするんですか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。
- ◆下村佳弘 委員 それは、きのうの委員会の中で、これ、錯誤があったんじゃないかというようなことがあって、それで委員長さんに皆さんがこうがいいんじゃないかということで議長のところに行ったけども、議長は自分がそういうことを言ったわけでもないし、その話がもともと出たのはこの会議から出たのだから、だから、その説明はこの委員会で聞いたかどうかということで、そのことに対して委員長さんはそういうふうにされたというふうなことだと思いますよ。だから聞くのに意味があるかないかということもあるんだろうけども、けども、私はそういうふうな錯誤があったということは、やっぱりそれは私たちの思い違いかもしれんし、あるいは何かほかに意図があったんかもしれんし、その説明を聞くという機会を持ったってことが別に悪いことだというふうには思いませんけどね。

◆寺坂寛夫 委員長 どうでしょうかね、長坂委員、最終的には、ちょっと途中中座されましたんでね、そのときに話しました……。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 きょうの協議会の太田議員の説明という、ちょっと理由づけというところが、私自身がいま一つのみ込めないものですから発言をしてるんですけど、そもそもを言えば、この特別委員会の中の議題として伊藤委員のほうから、本会議での太田議員の発言を受けて、昨年からまたこの特別委員会が審査をして認めてきた土壤汚染対策費であるとか、そういったことがどうだったのか疑念に思うということをおっしゃられて、改めて私たちは庁舎整備局のほうから土壤汚染対策ということと水質モニタリングのことについて説明を受けて納得もし、伊藤委員も納得をされた土壤汚染対策の範囲であるとか、そういった経過のことについても詳しく説明いただきましたから、この庁舎特別委員会の中では、それは納得もし、太田議員の、確かに議事録に残っているものでしか判断できないから、あえて私もずっと何回も読み直しをしましたけども、確かに、太田議員がおっしゃってるのは、前半部分は土壤汚染対策のことでずっと言ってこられて、後半部分というか、一番問題になってる部分は水質のモニタリングのことだということも理解しましたけども、ただ、そこでじゃあ水質モニタリングということをおっしゃるまで、どういう理解をしておっしゃっておられるのかということも、これはちょっとこの文章の中では読み取れないなということはあるんですけど、かといって特別委員会が太田さんに対して、じゃあ、あなたの発言、ここはどうなんだ、どういう意味があるんだということを問いただす場でもないですしね、どうなんだろうなど。この辺の関係性がちょっと私はよくわからないので言ってるんですけど、ここに太田議員が来られて説明を受ければ、そのまま説明を受けて、そこで委員長は、そこからさらに何かあればおっしゃられるんですけど、（「何が起るのかということがわからない。」と呼ぶ者あり）太田議員に対して、いや、そこは違うんですよ、こうなんですよということを我々委員として言えばいいんでしょうかね。でも、何か違うような気がしますよね、そこは。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

念を押すようだけれども、いただいたこのペーパーのやりとりの議事録は庁舎整備局のペーパーですよ。これ間違いないと思うけども、議会事務局のペーパーっていうのはどうなってるんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 次長。

○湯谷久美子市議会事務局次長 ペーパーというのはまだないですけども、一応テープのほうで確認はしました。

◆長坂則翁 委員 確認してあるんだ。

○湯谷久美子市議会事務局次長 はい。

◆桑田達也 委員 皆さんの意見も。

◆米村京子 委員 いいですか。いいですか。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかの皆さんはどうでしょうか。

星見委員。

◆**星見健蔵 委員** それぞれ桑田委員さんや、それこそ長坂さんや、それなりに今言っておられる、私も実際そこなんですよね。だから、この特別委員会が太田さんの発言で、特別委員会に対する意見とか、そういうのであれば、それは違うじゃないですかとか言える立場であるわけですが、あくまでもやはり執行しておるのは庁舎整備局の事業を進めておられる中の経過であったり、今後の対応であるんで、それに追従する予算であったりとか、そういったことでこれまで説明を受けて、この特別委員会として通してきておるんじゃないですか、だけでも、太田さんが言われたのは、やはりくいを打つところ以外のそういった浄化槽であったり、重油タンクがあったところの調査をしてないんじゃないかというふうに言われておりますよね、これも見ても。それで、しまいのほうは今度は水質に、それは、これからもずっと水質については検査をしていくということを言われておるわけですよ。だから、それは今後の課題としてこういったところも水質調査をなさいよという意見なら、それなりに私は対応もこれからしていけばいい話ですけども、やはりそういった土壤汚染のヒ素に対する、特にヒ素の部分がレベルを超えとるっちゃう、基準値を超えとるということで問題になつとるわけですけども、やはり十分な調査も細々とやってきておられるわけなんで、それをやっていないかのような言葉ということがやはり市民に放映されとるわけですよ、はっきり言って。市民の健康を害するとか、そういうことがなされてないという言い方をこれ見たらちょっとかかわっておられるんで、やはりそういった間違いを、誤解を与えるような、市民に。それはやはり不適切じゃないかということなんです。だから、私は一番当の執行部のほうが、たとえ質問の中身じゃなしに、個人的な考え方の意見であったかもわかりませんが、やはりそうじゃないですよということを私は一言言っていたらいいんじゃないかなと思っておるんですけどもね。

◆**寺坂寛夫 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** その考え方なんですけど、私も読んでみて、この前の特別委員会の中には、土壤汚染の対策ということ、その調査が行われてないんじゃないかということ、それを太田さんが言ってるのではないかということが問題になったんですけど、そうではなくて、結局、水質調査、モニタリングのことを太田さんは言ってるわけですよ、最後のところは。そのところのちょっと誤解はこの委員会の中であったような気もしますけども、ただ、最後の部分をさらに読み解いても太田さんのおっしゃってることのちょっと意味がよく理解できない。土壤汚染の調査をし、その対策としての工事を着手するに当たっての施工前、施工中、施工後という中の水質モニタリング調査を継続してやっていくということに対して太田さんは、そうではなくて、もっと事前に水質調査をしっかりとやれっちゃう話になつとるわけで、この辺の考え方が果たして土対法のね、そういうずっと流れの中から太田さんが言われていること自体が要は理にかなつとるのかどうなのかということも私はちょっと読み取れんのですけども、いずれにしても誤解というか、執行部からの御説明は本会議の後に会って理解はされてるのかもしれませんが、太田議員が特別委員会の中で、私もちょっと一部誤解をしてみましたけども、土壤汚染対策をやってないんじゃないかということが趣旨でこの議論をし、太田さんの言ってることは誤認なんだという発言に対し、太田さんがもし違うんだということをおっしゃりたいのであれば、その説明はお受けしたと思えますけど。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。私もこの議会っていうものがどういう形のものか申しわけないですが、それからちょっと理解不能になってきてるんですけども、あくまでもこれ議会の議場で言われた話ですよ。それをこれがもう、それこそ議事録として残り、それで、その中でやっぱりちょっと誤解を生じたところでのうからこういう問題が起こってるわけですよ。そういう中、もうそれで、ちょっと続きでも委員長さんをお願いして、じゃあ議長さんについていたら議長さんのほうがこちらのほうに返されて、太田議員さんの説明を聞いたらどうだみたいなことになってる。もうこれが経過ですよ。

◆寺坂寛夫 委員長 はい。

◆米村京子 委員 その中で、あくまでも私はもうこれは議会でされた話だと理解しちゃうんですよ。それで特別委員会ではある程度までは、そこまでを説明を聞いたらどうだっていうことなんですけど、あくまでもこれは太田議員さんと執行部さんのほうでのやりとりの中で、どうなのっていうところでおさめてしまえないのかっていうふうに私は思ってます。だから説明を聞くっていうことに対しては、どこを、どのような説明を聞くのかっていうことをちょっと皆さんに聞いてみたいです。

◆寺坂寛夫 委員長 先日も委員会で議論しましたわね、見ていただいて。この後半の部分です、言いつ放しの部分です。ですから、我々でやはり、特別委員会でもいろいろ議案を審査してきましたが、補正予算いろいろ。その中で土壌汚染調査や水質のその調査、ずっと来てるわけですからね。委員会ですっと認めてきてやって、報告受けたりすることが違った方向での意見となってる。それを本人はこの辺はようわかりませんが、その辺でやはりはっきりわからないというか、議長のほうにも全然されない、議長はこっちに返すということで、全然、私は。（「それはおかしいんじゃないか。」と呼ぶ者あり）

長坂委員。

◆長坂則翁 委員 事務局に確認したいんだけど、過去にもさまざまな出来事がありましたよね、病院は病気のデパートだとかね、さまざまあったんじゃないですか、ねえ。それから金目問題もあったし。あれは全部議長の職権でやられましたよね。

事務局に聞きたいのは、あれは不適切発言ということだろうと思う。これは不適切発言というふうには捉えることはできないということですよ、捉えることもできるんですか、できないんですか。いわゆる現実の執行部、庁舎整備局が進めておる事業に対しての発言としてこういったことになっておるといことは、こういう発言をされたっていうことに対して、どうですか。

◆寺坂寛夫 委員長 河村局長。

○河村敏市議会事務局 鳥取市議会の過去の例から言いますと、先ほど長坂委員さんが意見言われたんですけども、議場で委員みずから陳謝なり訂正発言というのをされております。それで、中身については明らかな差別発言とか、そういう地元に対しての無礼な発言とか、そういうので、今回、何が不適切かどうかっていう基準はないんですけども、個人的な感覚で言えば、問題はあってもそこまでの問題ではないかなと、今回の場合、思ってます。（「なら問

題ないが」と呼ぶ者あり)

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 説明聞く聞かんっていうのはあるけどね、本人が不適切じゃないから訂正しないって言われたら、もうそれで終わりなんですよ、もう、幾ら言ったって。議長がそういうことをやりなさいって言ってもだめなんですよね。だから、何で説明を聞く必要があるのっていう話になるんだけど、それでいくとね、堂々巡りになっちゃうと思いますよ。

◆桑田達也 委員 いいですよ。このままずっとやっても。(笑声)

◆長坂則翁 委員 いや、説明がしたいんじゃないよ。議長のほうから逆に、それだったら委員会で説明しなさいと。(発言する者あり)

◆桑田達也 委員 どうぞ、いいですよ。

◆寺坂寛夫 委員長 横山さんはいいですかね、発言は。

そうしますと、大半の方がここはここで呼ぶ必要はないと、呼んで説明を受けることもないではないかということでもありますので、最終的には委員長判断と執行部に一任すると、判断はね。(発言する者あり) あの(聞き取り不能)のことでちょっとそれはきちっとしますという格好を言われたら始まる前でも、月曜日でも。その辺は執行部の方、するかしないかはその辺、判断を。市民、ちょっと……(聞き取り不能)。

◆桑田達也 委員 それは、どういう意味ですか。

◆寺坂寛夫 委員長 いやいや、何日の発言の分で意見だったわけですけど、ちょっと実はこうですっていう決定するぐらいで、できないのかと思うんですけど。

◆桑田達也 委員 それはできないでしょう。

◆寺坂寛夫 委員長 執行部で判断ができないと言われたらもう終わりですね。(発言する者あり) じゃあ、ここで一応委員会という…。執行部、退席していただきましょうか、執行部はね。これ、後でちょっと戻っていただいて、対応を。

◆桑田達也 委員 太田さんは呼ばんということになるの。(発言する者あり)

◆寺坂寛夫 委員長 最終的にね。まあまあこれで。

◆桑田達也 委員 いやいやいや、執行部は退席していいけど、太田さんと呼ぶってなったら執行部おってもらわないいけんでしょう。

◆寺坂寛夫 委員長 いやいや、もう呼ばないみたい感じが大半だけん。

◆桑田達也 委員 いや、そこをでもはっきりしないと、執行部帰ってもらって太田さんまた呼ぶっちゃう話になったら、また来てもらわないいけん。

◆米村京子委員 おかしいじゃないですか。

◆寺坂寛夫 委員長 いやいや、太田さんと呼ぶという話はなしというのが大半ですのでね。

◆米村京子委員 ああ、太田さん、呼ばないっていう前提でっていうこと、あつ、前提ならいいですけどね。何にもないのにそれで終わっちゃったら、ええ、何っていうことになっちゃう。

◆寺坂寛夫 委員長 ですから、皆さんでもう何もなしというかどっちでもいいっていうことでしたらいいでしょうし、執行部のほうでも少しそれなりの考えを、何らかのね、発言の機会とか。その辺を考えるのは執行部に一任するという格好は、我々ではもう判断できませんからね、皆

さんの意見で、あれをしなさい、これをしなさいは。あと執行部に任せると、判断を。

- ◆桑田達也 委員 それも違う。
- ◆寺坂寛夫 委員長 違いますかね。
- ◆桑田達也 委員 執行部が判断する問題ではなくて。
- ◆寺坂寛夫 委員長 いや、違った話ですので、執行部に対して意見を言われた。
- ◆伊藤幾子 委員 違った話かどうかっていうところが、何ちゅうか、あっ、ちょっといいですか、委員長。ややこしいな。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 きのうね、執行部のほうからいろいろ説明いただいて理解したと、さっき、桑田委員からも言われたんですけども。それで、私は、まず最初に本会議場で質問を聞いて、あれっと思ったのは、太田議員が、何ていうかな、浄化槽と重油タンクのあった場所っていうことで言われましたよね。私は、この特別委員会の委員でありながら、前の市立病院の浄化槽がどこにあって、重油タンクもどこにあって、そういう位置っていうのは全くわかってなかったわけですよ。そういった資料を見た記憶もなかったんですよ、もしかしたら抜けとるかもしれないよ、もう配られてるのに全然もう頭になかったかもしれないけど、全く位置がわからない。特別委員の委員なのにそういう位置もわかってないのに、委員じゃない人がそれを言ってるってことにまず驚きと、あと、これはやっぱり委員としてあかんということでは確かめないといけないと。その中のやりとりの中で、重油タンクのあった場所に、そこはくいに関係ないっっちゃうので、何か調査をしないとどうのこうのっっちゃう、調査に関する言葉が出てきたので、やっぱりこれは私は土壌調査は必要なところはされてるという認識でいたし、重なる予算も認めてきてるわけだし、やっぱりそこが私の認識と違うということで担当課にすぐ問い合わせをして話を聞いたし、ほかの委員さんがちゃんと浄化槽とかいろんな場所知ってるんならええけど、私だけが知らんのだったらまだええけども、でも恐らく多分配られてないだろうなと思ったので、ここの委員会の場でやっぱりそれはしないといけないと思ったのでそういう発言をしたんですけど、私もきのういただいた資料を何回も何回も読んで、やっぱり土のことじゃなかったんですよ、これ。水のことだったんですよ、水質のね。それで本当に私のもう誤解だなんていうのはわかったんですけども、だから水のことだと、ちょっと主語というか、何の調査、調査、調査、調査って出てくるけど、一体何の調査ってということが前にないので、ちょっと私は理解ができなかったんですけど、一つ一つ調査って言葉の前に水だとか土壌だとかって入れていけば文書はわかるわけで、このとおりのんだなと。

いろいろ意見が出てましたけど、あくまで一議員が言った意見に対して、あんたのそれはおかしいとか間違ってるなんていうのは言えないですから、みんなそれぞれ自分の責任で言うてるわけですので、よっぽど不的確発言以外はもうそれは自由ですので、議事録に載ろうが何しようがそれも自分の責任だということ、みんな言葉を発してるわけなので、私は自分の疑問、それは解決したって、きのうも言ったんですけど。だから私は太田議員の発言に、個人的な意見言えば、もうちょっと詳しく言ってほしかったなっていうのはありますけど、間違いがあるとは思ってないんですよ、私はね。

- ◆桑田達也 委員 ちょっとそれは違う。
- ◆寺坂寛夫 委員長 庁舎整備局に質問の前に太田議員が資料を入手されたと、浄化槽やオイルタンクの跡。それを全部資料を見られてからのこれは質問というか、意見ですので。
- ◆伊藤幾子 委員 わかっていますよ、わかっている。
- ◆寺坂寛夫 委員長 ですから、本人が見て知ってもらえると思うんです、それは。知らないで水質とこう、本人の土壌調査と水質のがもう頭がこんがらがったのは、これ一緒になったためです、この内容はね。
- ◆伊藤幾子 委員 いや、でもそれはわからん。
- ◆寺坂寛夫 委員長 水質はまだこれからですよ、モニタリングはちゅうことですけどね。もう 2カ所されたことだけ、どうのこうの出とるだ何だっているのは。土質調査と……。
- ◆桑田達也 委員 そうそう、モニタリング調査自体のことが太田さん自体の中でわかってないからこういうこと……。
- ◆寺坂寛夫 委員長 2つがもう一緒ぐらいだって、そう言われるけど、水質は……。
- ◆伊藤幾子 委員 ああ、はいはいはい。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 そうなんかも、それはちょっと私もようわかりませんが、でも、物事に対して誤解して一般質問をすることがね、じゃあ、ほかの議員にないかっていうと、私それも言い切れなくて、私自身もやってるのは多々あるので。だから、それはそれでやっぱり言えないことだと思いますよ、それは。それは違うと思う、うん、そこは。明らかに何か、誰が見ても間違いだとかおかしいとかっていう限りは、ちょっと言えないんじゃないだろうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 問題は、太田議員がこの土壌汚染調査の報告書も読まれて、そういったことも理解をされてこの質問を組み立てられていて、最後の最後に土壌汚染調査ということから発生してくる水質汚染のモニタリング調査のことを、要は何だわのちょっと誤解が生じてると思うんです、この文章を見る限り、この質問。あらかじめ本来調査を初めにやるべきことをやってないんだということをおっしゃっているからおかしくなってるわけで、工事に伴って土壌汚染のそういう、執行部からもあったけども、拡散が行われないようにモニタリング調査をするわけであって、水質のですね。そこの辺の考え方がちょっと錯綜しているからこういうことになってるんだというふうには私は見ましたけどね。だから、特別委員会で問題になった、調査をしないで進めているっていう、この断定的な表現は、土壌汚染調査のことではなくて水質モニタリング調査なんだけど、さらにその水質モニタリング調査のことが太田さん自身の中でのみ込めてないから、一緒になってこういう言い方になってしまったんだろうというふうには私は推測しますけど。
- ◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。
- ◆下村佳弘 委員 きのおこまで話ができてたらこういうことはなかったんですよ。（「そうです。そうです。」と呼ぶ者あり）だけど、きのおは皆さんが同意して、じゃあ正副委員長に任せられるから、議長のとこへ行ってきなさいって、で行かれたんですよ。行かれた結果がきょうだ

ということで、委員長さん仕事してらっしゃるのに、正副委員長さん。だから、どうかこうとか言ってんじゃ……。

◆米村京子 委員 きのうもらって、きのうのこれでしょう、なかなか理解できなかったんですよ、正直なところ。その辺がね。

◆下村佳弘 委員 だからね、またみんなが考えんといけんと思って、自分も含めてですよ。

◆寺坂寛夫 委員長 だから、執行部のほうの説明がどういう、やりとりはなかったかもわかりませんよ、重油タンクの浄化槽っていうのは本来コンクリートできて、槽は撤去するわけですよ。で、その深さまでせないけんじゃないかというのが発端だよ。土質でしょ、水質っていったってあれですからね、地下水が出てきたりして水がありますから。井戸を掘れということの何かよくわからない、本人は。ですから、ごっちゃになつとると思うんですよ、浄化槽とかタンクの辺は十分されてないみたいで深くせないけんじゃないかみたいなことで、それは土質と思うんですよ、水は関係ないですからね、そこの場所は。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、どう理解しようが何しようがそれはもうその議員さんの考えとか受けとめなので、そこまで、あんたおかしいんじゃないのっていうことはならないと思うんですよ。そんなこと言われとったら、みんなに言わんといけません、そんなこと。だから、それは違うと思うんですよ。だから、何、一番最初にモニタリングも何か、やるべきじゃなかったのかっていうのは、あくまでこれは太田議員の意見なわけなので、それをどうのこうのと言えんと思うんですけどね。

◆桑田達也 委員 ああだこうっていうことを言う必要ないんです。

◆下村佳弘 委員 本人がそうだと認めん限りはどうにもね。

◆米村京子 委員 だから、この場で認めさせるのか、認めさせるのかもおかしいと思いますよ。

◆下村佳弘 委員 いや、そんなことは誰も言ってないじゃないですか。（発言する者あり）

◆寺坂寛夫 委員長 話が全然……。委員会を終了しましょう、もう。（「はい、じゃあ終わり。解散。」と呼ぶ者あり）休憩しましょうか。本当は太田議員の……。

◆長坂則翁 委員 堂々めぐりになつとるけえ、やめらええ、もう。あとは委員長、副委員長に扱いは任せた。（笑声）（発言する者あり）だって、それしか。

◆寺坂寛夫 委員長 あとは執行部だと思いますよ。執行部が、そのあたりきちっとしたら……。（発言する者あり）（聞き取り不能）判断すれば。

◆長坂則翁 委員 ただ、言ったように、議場での発言をけしからんとかなんとかっていうのは立場的に言えんと思うんで、そこだけはやっぱり押さえとかなきゃいけんと思うんですよ。だけえ、執行部のいわゆる進めてきた事業と本人さんが思っておることとのずれがあるとするならば……。

◆寺坂寛夫 委員長 説明を十分してもらおうとか、執行部が本人に。それは本人の考え方ですけども。

◆長坂則翁 委員 ずれの解消に向けてどうするのかということも一つは課題としてあるだろうし、扱いはお任せしますよ。

- ◆寺坂寛夫 委員長 ということは、太田委員に、あれ、質疑はいつだったですかいね、あれ、申し込みとか。庁舎のほうに質疑に絡めてちらっと執行部とやりとりをしてもいいでしょうし。もう済みましたかいね。
- ◆桑田達也 委員 それ、太田さんが申し入れて。
- ◆寺坂寛夫 委員長 ええ、申し入れて。市庁舎のほうでちょっと絡む、そうしてもらってやりとりをちょっと、正確ね、私のあれ、十分な発言ができなかったけど、こうこうでモニタリングはどうですか、水質はとか。そういうことをやって執行部が上手に答えると。
- ◆米村京子 委員 上手に。
- ◆伊藤幾子 委員 いや、ちょっと待って、委員長。上手に発言できんかったかどうかという、本人さん、そう思ってるかどうかはわからないのに勝手に決めたらあかんと思いますけど。
- ◆寺坂寛夫 委員長 いやいやいや、だけえ、それを考えてもらったらと思うんですけどね、落としどころを。委員長に一任して、どうなんだと。
- ◆米村京子 委員 一任しちゃったらそうなりますよ、一任したらね。委員長に一任だから。
- ◆寺坂寛夫 委員長 なかなか、終わりましょうか、とりあえずね。
（「ちゃんと閉めないといけんで。」と呼ぶ者あり）
- ◆寺坂寛夫 委員長 はいはい。もう 1 時間ですので、大変御苦労さまでした。委員会……（発言する者あり）
その他、ありますかいね。ないですね。
- 湯谷久美子市議会事務局次長 ないです。
- ◆寺坂寛夫 委員長 じゃあ、特別委員会を終了したいと思います。大変御苦労さまでした。

午後 4 時 0 分 閉会